

役員選任規程に基づく理事候補者の推薦に関する内部規程

第1条

本規程は、本連盟役員選任規程（以下「役員選任規程」という。）第2条第1項第3号に定める推薦者を評議員会において決定する方法に関する事項について定める。

第2条

- 1 役員選任規程第2条第1項第3号に定める推薦者となることを希望する者（以下、「立候補者」という。）は、本連盟に対し理事立候補届出書を提出して立候補の意思を表明しなければならない。
- 2 立候補者は、推薦者を決定する評議員会に自ら出席するものとし、出席しない場合は、立候補を取り下げたものとみなす。

第3条

前条の理事立候補届出書を提出した者（以下「立候補者」という。）が5名を超えた場合、評議員会において投票を実施し、推薦者5名を決定する。

第4条

- 1 投票は、投票について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席する評議員会で実施し、出席評議員の過半数の票を得た立候補者の中から得票数の多い順に5名を推薦者として決定する。
- 2 前項の投票は、評議員1名につき5名連記の無記名投票とし、5名未満の連記及び1名記名並びに白紙は無効票として取り扱う。但し、定足数を充足する。

第5条

- 1 前条の投票を実施した結果、得票数が同数の立候補者が複数出たことにより5名を超えた場合、得票数が同数の立候補者による決選投票を行う。但し、決選投票を行うにあたって、議長については自らの議決権の行使を一旦留保する。
- 2 前項の決選投票は、評議員1名につき1名单記の無記名投票とし、より得票数の多い立候補者を推薦者として決定する。この投票は、白紙は無効票として取り扱う。但し、定足数を充足する。
- 3 前各項の決選投票を実施した結果、得票数が同数の場合は、議長が一旦留保した議決権を行使し、推薦者を決定する。

第6条

評議員による投票は評議員会に出席した評議員のみが行い、代理、委任状及び不在者投票は認めない。

第7条

この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

付 則

この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。